

(証券コード5268)
平成29年 6月14日

株 主 各 位

東京都中央区築地一丁目8番2号
旭コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 清 水 和 久

第137回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第137回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月28日(水曜日)午後5時30分までに当社に到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日(木曜日)午前10時
2. 場 所 東京都中央区築地一丁目8番2号 当社4階会議室
3. 目的事項
報告事項 第137期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)
事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 役員賞与金支給の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類に修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.asahi-concrete.co.jp>)に掲載させていただきます。

事業報告

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、緩やかな回復基調を維持し企業の業績は概ね堅調でしたが、一方で個人消費は低迷、海外では中国経済の変調、英国のEU離脱、米国の新政権移行などが生じ不透明感の増す状況となりました。

当社の関連するコンクリート製品業界は、抑制基調にある公共事業の遅滞が見られるなか受注競争は激化し、事業環境は厳しさの度を加えております。

こうしたなか、当社は更新した「RebirthⅢ 中期経営3ヶ年計画」grow up ASAHI(成長する旭へ)の初年度をスタートさせ、主力のボックスカルバートをはじめとする製品の販売活動展開と併せて、優れた耐震性・止水性を有する接着継手工法「TB(タッチボンド)工法」や環境配慮型の施工方法「ECO-C・L(エコ・クリーンリフト)工法」の用途拡大を伴う普及に努めました。

これらの取組みにより、当期の売上高は123億9千6百万円と前期に比べ2.1%の増収となりました。損益面におきましては、営業利益は6億6千3百万円と前期に比べ4.5%の減益、経常利益は7億円と前期に比べ0.6%の増益となりました。

これに若干の特別利益(投資有価証券売却益)と、特別損失として固定資産除却損等で7百万円を計上し、税金費用等2億1千6百万円を差し引きした結果、当期純利益は4億7千6百万円と前期に比べ6.7%の増益となりました。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

【コンクリート関連事業】

コンクリート関連事業は、厳しい市場環境下で拡販に取り組みました結果、当期の受注高は129億1百万円（前期比14.3%増加）、売上高は123億4千6百万円（前期比2.2%増収）となりました。

- ①セメント二次製品部門は、受注高が56億1千1百万円、売上高は52億8千2百万円となりました。
- ②工事部門は、受注高が5億6千9百万円、売上高は4億8千万円となりました。
- ③その他の部門は、工所用資材及びコンクリート製品に装着する資材等で、売上高は65億8千3百万円となりました。

【不動産事業】

不動産事業は、当社が保有するマンション等の賃貸収入で、売上高は5千万円となりました。

部門別の内容

部門別の売上内容を表にいたしますと、次のとおりであります。

部門別	第137期（当期）		第136期（前期）		前期比 増減（%）
	金額(千円)	構成比率(%)	金額(千円)	構成比率(%)	
コンクリート関連事業					
①セメント二次製品部門	5,282,873	42.6	5,457,085	45.0	△3.2
②工事部門	480,327	3.9	517,641	4.3	△7.2
③その他の部門	6,583,193	53.1	6,110,469	50.3	7.7
計	12,346,394	99.6	12,085,197	99.6	2.2
不動産事業	50,175	0.4	50,736	0.4	△1.1
合計	12,396,570	100.0	12,135,934	100.0	2.1

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 設備投資の状況

当期中において特記すべき設備投資は実施しておりません。

(3) 資金調達の状況

当期中において特記すべき資金調達は実施しておりません。

(4) 対処すべき課題

平成29年度の日本経済は、景気浮揚に向けた政府・日銀の諸対策発動が期待されますが、労働力不足など構造的問題や為替変動等不測の要因を抱えており、その効果を見通し難い状況にあります。

建設土木業界では、東京オリンピックに向けたインフラ整備等の関連工事が本格化すると見込まれますが、東北の復興対策事業は最盛期を過ぎて公共事業の地域的な偏りが増加してきており、受注競争も激しさを増すなど事業環境はさらに厳しくなっております。

当社は「コンクリート製品の先端技術製造会社」を標榜し、現場での省力化、工期短縮などお客様のニーズに沿った新製品・新工法開発を進め、早期の実用化を図り事業基盤強化に取り組んでまいります。

製造部門では品質管理体制強化と原価の徹底見直し・低減を進め、営業部門では当社製品・工法の優位性を訴えた受注活動を推進してまいります。また販管費節減、棚卸資産削減による収益の向上、経営体質の強化を図ってまいります。

株主の皆様には一層のご支援とご指導を心よりお願いする次第でございます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 134 期 (平成25年度)	第 135 期 (平成26年度)	第 136 期 (平成27年度)	第 137 期 (平成28年度) 当 期
売 上 高(千円)	12,940,086	13,123,280	12,135,934	12,396,570
経 常 利 益(千円)	793,581	956,263	695,987	700,367
当 期 純 利 益(千円)	431,094	616,109	446,632	476,736
1株当たり当期純利益(円)	32.79	46.86	33.97	36.26
総 資 産(千円)	14,659,135	15,121,663	14,347,429	14,704,713
純 資 産(千円)	8,243,576	8,882,860	8,710,981	9,261,454

(注) 第134期に秋田工場及び恵那工場の減損損失を特別損失に計上しております。

(6) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

下記製品の製造及び販売

コンクリート関連事業	
①セメント二次製品部門	PC・PRC・HTC・RCボックスカルバート、ヒューム管、コネクトホール、PC雨水貯溜槽アグア、共同溝、電線共同溝、各種フリューム、L型水路、テールアルメ擁壁、道路用製品、アサヒホームガレージ、耐震性防火水槽、貯水槽等
②工 事 部 門	ボックスカルバート等製品の敷設
③そ の 他 の 部 門	工事用資材及びコンクリート製品に装着する資材等
不 動 産 事 業	当社が保有するマンション等の賃貸収入

(7) 主要な営業所及び工場（平成29年3月31日現在）

本 社：東京都中央区築地一丁目8番2号

東部東北支社：東京都中央区築地一丁目8番2号

西 部 支 社：京都府京都市右京区山ノ内池尻町6番地

営 業 所：東京、横浜、埼玉、千葉、茨城、秋田、仙台
京都、阪神、神戸、和歌山、金沢、名古屋、
滋賀

工 場：関東、茨城、秋田、仙台、和歌山、滋賀、
湖東、春日井、兵庫

(8) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
230名	1名減	43.8歳	15.9年

(9) 主要な借入先（平成29年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社みずほ銀行	800,000千円
株式会社三井住友銀行	200,000千円

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数

13,147,697株
(自己株式85,303株を除く)

(2) 株主数

1,117名

(3) 大株主及びその持株数

株 主 名	持 株 数	持株比率
日 本 ヒ ュ ー ム 株 式 会 社	39,042 百株	29.69 %
太 平 洋 セ メ ン ト 株 式 会 社	18,028	13.71
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託太平洋セメント口	7,000	5.32
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	6,450	4.91
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	6,423	4.89
柳 内 光 子	3,900	2.97
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	3,740	2.84
高 周 波 熱 錬 株 式 会 社	3,586	2.73
日 本 コ ン ク リ ー ト 工 業 株 式 会 社	3,000	2.28
ケ イ コ ン 株 式 会 社	2,950	2.24

(注) 持株比率は自己株式(85,303株)を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役会長	中西久芳	代表取締役	
取締役社長	清水和久	代表取締役	
取締役副会長	坂村博		
常務取締役	坂本憲一	財務統括	
常務取締役	坂本晴穂	西部支社長兼 西部支社販売部長	
常務取締役	山中直喜	東部東北支社長兼 東部生産部長	
取締役	松原哲	経理部長兼人事部長兼 東部管財担当部長兼 総務管掌	
取締役	狩野聖太郎	技術・設計開発部部长	
取締役	柳内光子		山一興産株式会社 代表取締役社長
取締役	西純二		
常勤監査役	浦上勝治		日本ヒューム株式会社 取締役
監査役	林俊宏		
監査役	遠藤裕邦		日本ヒューム株式会社 取締役営業本部長

- (注) 1. 取締役柳内光子氏及び西純二氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役林俊宏氏及び遠藤裕邦氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は取締役西純二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
4. 常勤監査役浦上勝治氏は、当社取締役社長として経営に携わり企業経営全般について相当程度の知識を有しております。
5. 監査役林俊宏氏は、太平洋セメント株式会社建材事業部事業企画グループリーダーとして建材事業全般に精通し企業経営に関する相当程度の知識を有しております。
6. 監査役遠藤裕邦氏は、日本ヒューム株式会社営業部門での豊富な実務経験に加え、同社系列会社社長として経営に携わり、経営に関する相当程度の知識を有しております。
7. 取締役西純二氏は平成28年6月29日開催の第136回定時株主総会において取締役に就任いたしました。
8. 取締役坂村博氏は平成28年6月29日開催の取締役会で社外取締役を外れ、取締役副会長に就任いたしました。
9. 監査役西純二氏及び監査役増渕智之氏は平成28年6月29日をもって任期満了により退任いたしました。
10. 監査役遠藤裕邦氏は平成28年6月29日開催の第136回定時株主総会において監査役に就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項及び現行定款に基づき、社外取締役及び監査役の全員との間に法令に定める最低責任限度額に限定する契約(責任限定契約)を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額 当事業年度に係る報酬等

区 分	人 数	報酬等の額
取締役 (内社外取締役)	10名 (3名)	173,930千円 (5,940千円)
監査役 (内社外監査役)	5名 (3名)	21,780千円 (4,440千円)
合 計	15名 (6名)	195,710千円 (10,380千円)

- (注) 1. 上記には、平成28年6月29日開催の第136回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 上記報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給と相当額は含まれておりません。
3. 上記報酬等の額には、平成29年6月29日開催の第137回定時株主総会に提出予定の「役員賞与金支給の件」が承認された場合に支給される役員賞与支給金、取締役10名に対して総額2,300万円(うち社外取締役2名に対し75万円)が含まれております。
4. 取締役の報酬限度額は、平成9年6月27日開催の第117回定時株主総会において、月額1,800万円以内と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第114回定時株主総会において、月額300万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- 社外取締役柳内光子氏は、山一興産株式会社の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社と同社の間には製品の販売・仕入、原料調達の取引関係があります。
- 社外監査役遠藤裕邦氏は、日本ヒューム株式会社の取締役を兼務しております。なお、当社と同社の間には製品の販売・仕入の取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動

- 取締役会及び監査役会への出席状況

区分	氏 名	取締役会出席回数 開催回数 6回		監査役会出席回数 開催回数 12回	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	柳 内 光 子	6回	100 %	—	—
取締役	西 純 二	4回	100 %	—	—
監査役	林 俊 宏	6回	100 %	12回	100 %
監査役	遠 藤 裕 邦	2回	50 %	7回	78 %

(注) 取締役西純二氏、監査役遠藤裕邦氏は当事業年度中に新たに取締役・監査役としてそれぞれ就任しております。

- 取締役会及び監査役会における発言状況

氏 名	発 言 状 況
取締役 柳 内 光 子	議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 西 純 二	議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 林 俊 宏	議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 遠 藤 裕 邦	議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新創監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項及び現行定款に基づき、会計監査人との間に法令に定める最低責任限度額に限定する契約（責任限定契約）を締結しております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報 酬 額
① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	20,000千円
② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況（従前の事業年度における職務遂行状況を含む。）及び報酬見積りの算出根拠・算定内容についてその適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の職務遂行状況等を勘案し、会計監査人が継続してその職務を全うするうえで重大な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会が議案の内容を決定し、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案といたします。なお、その決定した理由を株主総会参考書類に記載します。

5 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容及びその運用状況の概要

(1) 決議の内容の概要

当社はいわゆる「内部統制システム」の構築の基本方針について以下のように定め、その内容について平成28年4月22日の取締役会にて確認の決議がなされ、当事業年度末においても維持されております。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・法令等遵守を実現するための具体的な規程「コンプライアンス規程」及びそれに関連する「倫理規範」・「内部通報規程」・「インサイダー取引防止規程」を遵守するよう、その周知徹底を図り、コンプライアンス経営を推進します。
- ・取締役はこれらの規程に適合する職務の執行となる行動を実践します。
- ・使用人に対してはこれらの規程の知識・意識の向上を図るべく担当役員（総務管掌）が統制指導し、各部門に付随するコンプライアンスは各部門長が推進責任者として適正に実施します。

②損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・各種リスク（自社において予見されるリスク）に応じた「リスク管理規程」及び「危機管理規程」により、担当役員（経理部長）が統制指導し、全社のリスク管理は担当役員が、各部門に付随するリスク管理は各部門長が、推進責任者として適正に実施します。
- ・経営に重大な影響を与えるリスク顕在化の場合には、対応策を定め問題の早期解決を図ります。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会議事録・常務会議事録及び稟議書は「取締役会規程」・「常務会規程」及び「稟議規程」に従い作成し、「文書帳簿保存規定」に基づき保存・管理します。その他重要な文書の作成、保存・管理も各種規程に従い同様にいきます。
- ・取締役の意思決定を支援する体制の整備として重要な会議への付議基準を明確にし、また、付議資料や重要な決裁書類の標準化を進めています。
- ・「情報セキュリティ管理規程」により情報の重要性を評価し、情報資産を区分して管理します。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役の職務分担を取締役会で明確にし「職務規程」に基づき職務を適正に効率よく執行します。
- ・取締役会は、中期経営計画を具体化し、各部門の業務計画等の進捗状況及び施策の実施状況等を定期的にレビューします。
- ・取締役会決議その他において行われる取締役の意思決定に関して、以下に定める事項が遵守される体制を整えております。
 - i 事実認識に重要、かつ、不注意な誤りが生じないこと
 - ii 合理的な意思決定過程を経ること
 - iii 意思決定内容が法令又は定款に違反しないこと
 - iv 意思決定内容が通常の企業経営者として明らかに不合理とならないこと
 - v 意思決定が会社の利益を第一に考えてなされること
- ・各取締役の執行状況は、取締役会にて三ヶ月に1回以上報告します。

⑤監査役を補助すべき使用人を置くことに関する事項

- ・監査役を補助すべき使用人を監査役スタッフとして置いています。

⑥前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役スタッフの人事異動・評価等については、監査役会の意見を求め、尊重するものとします。

⑦監査役を補助する使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役スタッフに対する指揮命令権は監査役へ帰属させています。
- ・監査役スタッフに調査権限・情報収集権限等を付与しています。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- ・常勤監査役は取締役会の他、常務会その他重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況の報告を受けることができる体制をとっています。
- ・取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監査役会に報告する体制をとっています。
- ・その他監査役会との取り決めに従い、報告すべき必要事項が発生した場合には即刻報告します。

⑨前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ・報告者が不利な扱いを受けることがないよう社内規程が整備されています。

⑩監査費用の前払いまたは償還の手続きその他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

- ・通常の監査費用は予算化しており、緊急の監査費用は前払いや償還を請求できることとしています。

⑪その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役と代表取締役、監査役と会計監査人とのそれぞれの定期的な情報交換会の開催・提携が図れるようにしています。
- ・監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧できる体制、また、必要に応じて取締役等にそれらの説明を求めることができる体制をとっています。
- ・監査役の円満な監査活動が実施できる様その環境を整備します。

(2) 体制の運用状況の概要

当社は、前記業務の適正を確保するための体制等に関する基本方針に基づいて、適切な運用に努めており、その運用状況の概要は次のとおりです。

- ①各取締役は「コンプライアンス規程」等を遵守し、コンプライアンス経営を推進しました。
- ②各事業所（使用人）から「法令等遵守体制」は法令等遵守チェックリストで、「リスク管理体制」はリスク管理チェックリストで、それぞれセルフ・アセスメントによる評価書の提出がなされ、前者は担当役員（総務管掌）が、後者は担当役員（経理部長）がそれぞれ統制指導し、その内容は取締役会へ報告されました。
- ③「取締役会議事録」、「稟議書」等は適切に作成され、「文書帳簿保存規定」に基づき保存・管理しました。
- ④取締役会は、中期経営計画を半年毎に具体化し、それに基づく業務計画の進捗状況は定期的に報告されました。
- ⑤監査役の監査活動に関しては、各事業所の実地調査等を含め、適切な環境整備がなされた中で実施されました。

6 会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の内容の概要は下記のとおりであります。

(1) 基本方針

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、このような株式の大規模な買付や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しております。これらの取組みは、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

① 「中期経営計画」による企業価値向上への取組み

当社は1923年の設立以降、コンクリート二次製品事業一筋で発展をしてまいりました。なかでも1966年に全国で初めてのコンクリート二次製品、PCボックスカルバートの開発により飛躍的な発展を遂げ、1975年2月にはABCグループ設立となり技術分権され、今日では日本PCボックスカルバート製品協会として全国で技術分権された企業が33社にも達し発展しております。当社の今まで培ったボックスカルバートの技術は、PCボックスカルバート、PRCボックスカルバート、HTCボックスカルバートとなり、その周辺に関する技術開発、用途開発は多くの知的財産権を生み、近年では新しい工法として「TB（タッチボンド）工法」、「ECO-C・L（エコ・クリーンリフト）工法」を開発し、「TB（タッチボンド）工法」はTB（タッチボンド）工法研究会を発足させ、全国で急速に普及拡大をし企業発展につながっています。

日本列島は地震・台風・火山噴火など自然災害の脅威に常に晒されており、当社としては、これらへの備えとしての国土強靱化に寄与したいと念願し、今まで培った長年の経験に加え、永年蓄積された技術力、多くの知的財産権をフルに活用し、安全・安心な国土の整備に携わり、企業としての社会的責任を果たし、この分野で成長する活力ある企業を志向し邁進いたしてまいります。こうしたことから、

- ① 国土強靱化と共に新技術、新商品を駆使し社会へ貢献する
- ② （技術+品質+コスト）×販売力 で成長
- ③ 企業は数字なり

を戦略として、「RebirthⅢ 中期経営3ヶ年計画」grow up ASAHI（成長する旭へ）を2016年に更新・策定いたしました。

- （目標）・「会社の発展と、株主へ安定した配当を持続できる利益を追求し、従業員の幸せな生活向上を実現する。」
- ・「コンクリート製品の先端技術製造会社でありつづけることを目指す。」

(経営方針)

- ◇企業の成長＝（技術＋品質＋コスト）×販売力。
- ◇CSR重視の経営を目指す。
- ◇安全・安心で良質な製品を提供する。
- ◇三位一体の改革改善にて、たえず活性化を図り継続的な利益を追求する。
- ◇「組織力」「技術力」の充実を図り、旭独自技術の入った商品開発を迅速化する。
- ◇仕事に対する“情熱”“執念”“熱意”“気力”を持ち、新しい仕事にチャレンジする。
- ◇“企業は数字なり”を基に成果は数字で表す。

② コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

- ・当社は経営指針（企業理念、社是、社針）を基に地球環境を守り、社会の一員として企業の発展に取組み、顧客、株主、また地域社会及び従業員等多くの関係者各位のご期待、ご信頼に応える収益力及び業容の拡大による事業基盤の強化を図ります。

(企業理念)

- ◇「誠意をもって、社会の安全・安心な環境整備に貢献し、株主・従業員及び家族の幸せを追求する」
- ◇「最高の技術をもって社会に奉仕する」

(社是)「信用第一」

(社針)「質の伴った量の拡大」

- ・当社は、取締役会及び監査役会の設置会社であり、経営者のこれら取組みに対して、取締役会（監督）の強化、監査役会（監査）の強化により厳格に監視します。
 - ・当社では、多数の投資家の皆様に長期的な当社への投資を継続して頂くため、コーポレート・ガバナンスを充実させ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるために取り組んでまいります。
- (3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成28年5月18日開催の取締役会において、さらに同年6月29日開催の第136回定時株主総会において、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含め買収防衛策として「当社株式の大規模買付行為への対応策」（以下「本プラン」といいます）を継続して導入しております。

その概要は以下のとおりです。

① 当社株式の大規模買付行為等

本プランにおける当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

② 大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後、大規模買付行為を開始するというものです。

③ 大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であっても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。但し、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断した場合には、対抗措置をとることがあります。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

④ 本プランの有効期間

本プランは、平成28年5月18日に開催された取締役会の決議をもって同日より発効し有効期間は3年間（平成31年6月に開催予定の定時株主総会の時まで）とし、以降、本プランの継続（一部修正した上での継続を含む）については定時株主総会の承認を経ることといたします。但し有効期間中であっても、株主総会又は取締役会の決議により本プランは廃止されるものといたします。

- (4) 上記取組みが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

本プランは

- ①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること
- ②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
- ③合理的な客観的発動要件の設定
- ④独立性の高い社外者の判断の重視
- ⑤株主意思を重視するものであること
- ⑥デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策でないこと

など会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(10,199,837)	流動負債	(4,303,448)
現金及び預金	4,030,156	支払手形	3,054,609
受取手形	2,713,980	買掛金	625,995
電子記録債権	725,068	短期借入金	200,000
売掛金	1,518,119	リース債務	9,902
製成品	1,015,864	未払金	9,916
原材料	29,786	未払費用	43,751
貯蔵品	64,747	未払法人税等	163,019
前渡金	186	未払消費税等	28,973
前払費用	22,053	前受金	6,656
繰延税金資産	50,919	預り金	13,124
短期貸付金	1,378	賞与引当金	106,500
未収入金	33,064	役員賞与引当金	23,000
貸倒引当金	△5,489	修繕引当金	18,000
固定資産	(4,504,876)	固定負債	(1,139,810)
有形固定資産	(2,452,311)	長期借入金	800,000
建物	206,133	リース債務	13,632
構築物	66,958	長期預り保証金	46,287
機械及び装置	187,071	長期未払金	67,960
車両運搬具	28,780	繰延税金負債	149,202
型枠	246,283	退職給付引当金	62,727
器具及び備品	17,654	負債合計	5,443,258
土地	1,677,601	(純資産の部)	
リース資産	21,828	株主資本	8,894,808
無形固定資産	(70,445)	資本金	1,204,900
借地権	61,626	資本剰余金	(819,054)
ソフトウェア	1,219	資本準備金	819,054
電話加入権	7,599	利益剰余金	(6,915,818)
投資その他の資産	(1,982,118)	利益準備金	301,225
投資有価証券	791,832	その他利益剰余金	(6,614,593)
関係会社株式	1,005,862	買換資産圧縮積立金	69,963
出資金	1,200	別途積立金	4,700,000
長期貸付金	8,374	繰越利益剰余金	1,844,630
前払年金費用	97,788	自己株式	△44,965
差入保証金	18,670	評価・換算差額等	(366,645)
長期前払費用	3,018	その他有価証券評価差額金	366,645
その他	69,455	純資産合計	9,261,454
貸倒引当金	△14,083		
資産合計	14,704,713	負債及び純資産合計	14,704,713

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 注記事項は別記しております。

損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		12,396,570
売 上 原 価		10,654,121
売 上 総 利 益		1,742,448
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,078,765
営 業 利 益		663,682
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,440	
受 取 配 当 金	38,038	
そ の 他	17,258	57,737
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12,200	
そ の 他	8,852	21,053
経 常 利 益		700,367
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	747	747
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	43	
固 定 資 産 除 却 損	7,936	7,980
税 引 前 当 期 純 利 益		693,134
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		247,136
法 人 税 等 調 整 額		△30,737
当 期 純 利 益		476,736

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 注記事項は別記しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	1,204,900	819,054	819,054
事業年度中の変動額			
買換資産圧縮積立金の取崩			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	—	—	—
当 期 末 残 高	1,204,900	819,054	819,054

	株 主 資 本				
	利益準備金	利 益 剰 余 金			利益剰余金合計
		そ の 他 利 益 剰 余 金			
		買換資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	301,225	72,957	4,700,000	1,522,672	6,596,855
事業年度中の変動額					
買換資産圧縮積立金の取崩		△2,994		2,994	—
剰余金の配当				△157,773	△157,773
当期純利益				476,736	476,736
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	—	△2,994	—	321,957	318,963
当 期 末 残 高	301,225	69,963	4,700,000	1,844,630	6,915,818

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△44,930	8,575,879	135,102	135,102	8,710,981
事業年度中の変動額					
買換資産圧縮 積立金の取崩		—			—
剰余金の配当		△157,773			△157,773
当 期 純 利 益		476,736			476,736
自己株式の取得	△34	△34			△34
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			231,543	231,543	231,543
事業年度中の変動額合計	△34	318,928	231,543	231,543	550,472
当 期 末 残 高	△44,965	8,894,808	366,645	366,645	9,261,454

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 注記事項は別記しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。)

時価のないもの……総平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

製品、原材料、……月別移動平均法による原価法
貯蔵品

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～60年

機械装置及び車両運搬具 2年～9年

(2) 無形固定資産……自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率によっております。 また、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- | | |
|---------------|--|
| (2) 賞 与 引 当 金 | 従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。 |
| (3) 役員賞与引当金 | 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 |
| (4) 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
②数理計算上の差異の費用処理の方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理しております。 |
| (5) 修繕引当金 | 賃貸契約を締結している施設について、将来実施する修繕費支出に備えるため、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。 |

4 重要なヘッジ会計の方法

- | | |
|------------------|---|
| (1) ヘッジ会計の方法 | 金利スワップ取引について特例処理を採用しております。 |
| (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段 金利スワップ取引
ヘッジ対象 借入金 |
| (3) ヘッジ方針 | 金利変動による収益への影響をヘッジする目的で金利スワップ取引を行う方針であり、投機目的の取引は行っておりません。 |
| (4) ヘッジの有効性評価の方法 | ヘッジ手段の想定元本等が一致しており、金利スワップの特例処理の要件に該当すると判断されることをもって有効性の判定に代えております。 |

- 5 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 消費税及び地方消費税の 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式に
 会計処理 しております。

(会計方針の変更に関する注記)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

土	地	770,175千円
建	物	52,442千円
機 械 及 び 装 置		4,776千円
計		<u>827,394千円</u>

(2) 担保に係る債務

短期借入金	200,000千円
長期借入金	700,000千円

2 有形固定資産の減価償却累計額 3,969,150千円

3 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	166,595千円
短期金銭債務	17,809千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高

297,370千円

仕入高

46,682千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1	発行済株式の総数	普通株式	13,233,000株
2	自己株式の数	普通株式	85,303株
3	事業年度中に行った剰余金の配当		
(1)	基準日		平成28年3月31日
(2)	効力発生日		平成28年6月30日
(3)	配当の総額		157,773千円
(4)	1株当たり配当額		12円00銭
4	事業年度の末日後に行う剰余金の配当		
(1)	基準日		平成29年3月31日
(2)	効力発生日		平成29年6月30日
(3)	配当の総額		157,772千円
(4)	1株当たり配当額		12円00銭
(5)	配当の原資		利益剰余金

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 繰延税金資産（流動資産）

賞与引当金	32,865千円
その他	18,053千円
繰延税金資産（流動資産）合計	<u>50,919千円</u>

(2) 繰延税金資産（固定資産）

役員退職慰労引当金	20,809千円
その他	59,097千円
繰延税金資産（固定資産）小計	79,907千円
評価性引当額	<u>△25,668千円</u>
繰延税金資産（固定資産）合計	<u>54,238千円</u>

繰延税金負債（固定負債）

買換資産圧縮積立金	△30,891千円
その他有価証券評価差額金	△161,814千円
その他	△10,735千円
繰延税金負債（固定負債）合計	<u>△203,441千円</u>
繰延税金負債（固定負債）純額	<u>△149,202千円</u>

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入れにより資金を調達しております。

受取手形、電子記録債権、売掛金及び未収入金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金については、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであります。短期借入金については、短期決済であり、金利変動リスクは限定的であります。長期借入金については、金利変動リスクを回避するためデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジの手段として利用し、金利を固定化しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

また、これらの借入金につきましては、流動性リスクに晒されていますが、資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	4,030,156千円	4,030,156千円	—
(2) 受取手形、電子記録債権、売掛金及び未収入金	4,990,233千円	4,990,233千円	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	791,832千円	791,832千円	—
(4) 関係会社株式	1,005,862千円	1,005,862千円	—
(5) 支払手形及び買掛金	(3,680,605千円)	(3,680,605千円)	—
(6) 短期借入金	(200,000千円)	(200,000千円)	—
(7) 長期借入金	(800,000千円)	(800,000千円)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形、電子記録債権、売掛金及び未収入金

これらは短期決済であるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券及び(4) 関係会社株式

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、並びに(6) 短期借入金

これらは短期決済であるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	山一興産(株)	千葉県浦安市	50,000千円	—	コンクリート製品の販売及び原材料の仕入	コンクリート製品の販売	355,287千円	売掛金	27,232千円
						原材料の仕入	27,482千円	支払手形	21,718千円
								買掛金	3,929千円

- (注) 1. 上記の金額のうち取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 上記の販売・仕入取引における価格設定は、一般的な市場価格を基に決定しております。
3. 当社取締役役柳内光子の近親者が議決権の過半数を所有している会社であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 704円41銭

1株当たり当期純利益 36円26銭

算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

貸借対照表の純資産の部の合計額 9,261,454千円

普通株式に係る純資産額 9,261,454千円

差額の主な内訳 一千円

普通株式の発行済株式数 13,233,000株

普通株式の自己株式数 85,303株

1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 13,147,697株

2 1株当たり当期純利益

当期純利益 476,736千円

普通株主に帰属しない金額 一千円

普通株式に係る当期純利益 476,736千円

普通株式の期中平均株式数 13,147,732株

(その他の注記)

その他有価証券で時価のあるものについての減損処理

減損処理にあたっては、その他有価証券で時価のあるものにつき、時価が取得原価に対し40%以上下落した場合をもって「時価が著しく下落した」と判断する基準とし、当該基準に基づき、該当する銘柄の有価証券の時価の回復可能性を判定し、減損処理の要否を決定することとしております。

独立監査人の監査報告書

平成29年5月12日

旭コンクリート工業株式会社
取締役会 御中

新創監査法人

指定社員 公認会計士 坂下 貴之 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 篠原 一馬 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、旭コンクリート工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第137期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第137期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1、監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2、監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 会計監査人新創監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
 平成29年5月17日

旭コンクリート工業株式会社 監査役会

常勤監査役	浦 上 勝 治	㊟
社外監査役	木 俊 宏	㊟
社外監査役	遠 藤 裕 邦	㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第137期の期末配当につきましては、前期と同額である1株につき12円（第134期から実施している創立90周年記念配当を含む）とさせていただきます、株主の皆様のご支援に対し感謝の意を表したいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 12円 総額157,772,364円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月30日

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員10名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	しみず かずひさ 清水 和久 (昭和30年5月7日生)	昭和54年4月 当社入社 平成19年4月 当社技術部長 平成21年6月 当社取締役 平成25年6月 当社常務取締役技術・設計開発部長兼東部支社長 平成27年4月 当社常務取締役技術・設計開発部長兼東部東北支社長兼海外及び新規開発事業戦略室長 平成27年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	8,000株
2	さかもと 晴穂 坂本 晴穂 (昭和32年1月14日生)	昭和54年4月 当社入社 平成19年4月 当社西部支社生産部長 平成21年4月 当社西部支社次長兼営業開発部次長 平成24年4月 当社西部支社長兼西部支社販売部長兼西部支社営業開発部長 平成25年6月 当社取締役西部支社長兼西部支社販売部長兼西部支社営業開発部長 平成26年6月 当社常務取締役西部支社長兼西部支社販売部長 現在に至る	2,900株
3	さかわら ひろむ 坂村 博 (昭和22年9月21日生)	昭和46年4月 日本ヒューム管株式会社 (現 日本ヒューム株式会社)入社 平成17年6月 同社取締役技術研究所長 平成19年3月 同社常務取締役 技術本部長 平成23年6月 日本ヒューム株式会社専務取締役 平成27年6月 同社理事 平成27年6月 当社取締役 平成28年6月 当社取締役副会長 現在に至る	5,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
4	かのう けんたろう 狩野 堅太郎 (昭和37年7月23日生)	昭和60年4月 当社入社 平成21年4月 当社西部支社生産部次長兼設計課長 兼技術部技術開発課長 平成22年4月 当社技術・設計開発部次長兼西部駐在 設計課長(第一課) 平成27年6月 当社取締役技術・設計開発部長 現在に至る	2,200株
※5	つかはら ひろし 塚原 宏 (昭和30年2月14日生)	昭和52年4月 日本セメント株式会社(現 太平洋セ メント株式会社) 入社 太平洋セメント株式会社監査部長 平成21年5月 当社入社 総務部次長 平成23年5月 当社入社 総務部次長 平成25年6月 当社総務部長 現在に至る	1,000株
※6	さわやま まさる 澤山 勝 (昭和40年9月7日生)	昭和63年4月 当社入社 平成16年4月 当社滋賀工場長 平成17年10月 当社湖東工場長 平成27年4月 当社西部支社生産部次長兼湖東工場 長 平成27年6月 当社西部支社生産部長兼技術・設計開 発部次長 現在に至る	0株
7	なかにし ひさよし 中西 久芳 (昭和15年12月27日生)	昭和38年3月 当社入社 平成9年6月 当社取締役湖東工場長 平成15年4月 当社取締役東部支社生産部長兼技術 部次長 平成15年6月 当社取締役東部支社長兼東部支社生 産部長 平成16年4月 当社常務取締役東部支社長兼東部支 社生産部長 平成17年6月 当社代表取締役社長 平成24年6月 当社代表取締役会長 現在に至る	29,000株
8	さかもと けんいち 坂本 憲一 (昭和15年11月14日生)	昭和38年3月 当社入社 平成7年6月 当社取締役西部支社管財部次長 平成10年7月 当社取締役経理部長兼西部支社管財 部長 平成19年6月 当社代表取締役常務経理部長兼経理 部情報システム室長兼西部支社管財 部長 平成24年6月 当社常務取締役経理部長 平成27年6月 当社常務取締役財務統括 現在に至る	26,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
9	柳内光子 (昭和14年7月9日生)	昭和33年4月 内山甚一商店入社 昭和38年5月 内山コンクリート工業株式会社 (現 株式会社内山アドバンス)入社 昭和59年2月 山一興産株式会社代表取締役社長 (現) 昭和60年2月 内山コンクリート工業株式会社 (現 株式会社内山アドバンス)代表取締役 副社長 昭和61年11月 株式会社港北建材起業 (現 株式会社 山一コンクリート) 代表取締役社長 (現 会長) 平成7年5月 山一産協株式会社代表取締役社長 (現) 平成21年9月 飯田建材工業株式会社代表取締役会 長 (現) 平成23年5月 内山コンクリート工業株式会社 (旧 菱山コンクリート工業株式会社) 代表取締役社長 (現) 平成25年6月 当社社外取締役 現在に至る	390,000株
※ 10	福田敏裕 (昭和25年6月21日生)	平成元年3月 福田公認会計士事務所開業 平成6年7月 当社 監査補助者に従事 平成13年6月 当社 会計監査人 平成21年6月 当社 会計監査人 退任 平成22年6月 当社株式の大規模買付行為への対応 策 (買収防衛策) 独立委員会委員 (現) 平成24年6月 シマダヤ株式会社 社外監査役 (現) 現在に至る	0株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 当社と各候補者の間には特別の利害関係はありません。
3. 当社と取締役候補者柳内光子氏が代表取締役社長を務める山一興産株式会社との間には原材料の仕入及びコンクリート製品の販売の取引関係があります。
4. 柳内光子氏並びに福田敏裕氏は社外取締役候補者であります。柳内光子氏は現在、当社の社外取締役であり、その就任期間は本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。
5. 社外取締役候補者の選任理由と独立性について
候補者柳内光子氏は、土木建築業界並びに企業経営についての豊富な経験や実績、高い知見を有しており、当社の経営に対して的確な助言をいただけるものと判断しております。候補者福田敏裕氏は、財務・税務面で実務経験に培われた知見を有し、当社の会計監査人を務め当社の状況を熟知しているところから、当社の社外取締役に適任と判断しております。
6. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、また期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款の定めるところにより、社外取締役との間で会社法第425条第1項の定めによる最低責任限度額を限度とする損害賠償責任限定契約を締結しております。柳内光子氏が社外取締役として選任され再任した場合は、現行当該契約は引き続きその効力を有することとなります。また福田敏裕氏が社外取締役として選任され、就任した場合は、当該契約を締結いたします。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役の員数は当社定款では4名以内と定められておりますが、現在は3名となっております。監査役林俊宏氏が本総会終結の時をもって辞任されますことと、監査体制強化を図るため監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査役候補者曾我鉄山氏は本総会終結の時をもって辞任されます林俊宏氏の補欠として選任されますので、その任期は当社定款の定めにより、辞任する監査役の任期の満了するまでとなります。

本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	やまなか なおき 山中直喜 (昭和29年8月20日生)	昭和52年4月 当社入社 平成21年4月 当社西部支社生産部長 平成24年4月 当社西部支社次長兼西部支社生産部長兼滋賀工場長 平成25年6月 当社取締役西部支社次長兼西部支社生産部長兼滋賀工場長 平成27年6月 当社常務取締役東部東北支社長兼東部生産部長 現在に至る	3,100株
2	そが てつ山 曾我鉄山 (昭和42年3月13日生)	平成5年4月 日本セメント株式会社(現、太平洋セメント株式会社) 入社 平成16年4月 太平洋セメント株式会社IR広報部 平成21年10月 同社総務部IR広報グループ兼総務部総務グループ 平成23年4月 同社経営企画部経営企画グループ 平成28年4月 同社建材事業部事業管理グループリーダー 現在に至る	0株

- (注) 1. 曾我鉄山氏は社外監査役候補者であります。
 2. 当社と各候補者の間には特別の利害関係はありません。
 3. 社外監査役候補者選任理由
 社外監査役候補者曾我鉄山氏は、太平洋セメント株式会社のIR広報、総務、経営企画の各部門での実務経験を積み、現在は建材事業部事業管理グループリーダーを務めておられます。また同社関係会社2社の非常勤監査役を務めておられ、当社の業務管理ほかの幅広い側面でのご助言が期待できるものであり、社外監査役候補者いたしました。
 4. 監査役との責任限定契約について
 当社は、監査役として有用な人材を迎えることができるよう、また期待される役割を充分に発揮できるよう、現行定款の定めるところにより、監査役との間で会社法第425条第1項の定めによる最低責任限度額を限度とする損害賠償責任限定契約を締結しております。山中直喜氏、曾我鉄山氏が監査役として選任され、就任した場合は、当該契約を締結いたしません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役の法定の員数を欠いた場合に備え、予め監査役の補欠者1名の選任をお願いするものであります。当候補者については監査役の法定の員数を欠いたことを就任の条件とし、その任期は、前任者の残存期間といたします。また、この決議の効力は、次期定時株主総会開始の時までといたします。
なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
にのみや てるおき 二宮 照 興 (昭和35年6月3日生)	昭和62年4月 司法修習生(第41期) 平成元年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 藤原義之法律事務所入所 平成4年3月 丸市綜合法律事務所開設 平成12年3月 博士(法学) 平成25年6月 新興プランテック株式会社社外取締役(現) 現在に至る	0株

- (注) 1. 当社と候補者の間には特別の利害関係は有りません。
2. 二宮照興氏は社外監査役候補者であります。同氏は、新興プランテック株式会社の社外取締役を務めており、企業法務分野に精通した弁護士としての豊富な知識と経験を有し、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できるものと判断しており、主としてコンプライアンス等の視点より経営監視機能の充実が図れるものと期待しております。
3. 当社は、現行定款の定めるところにより、監査役との間で会社法第425条第1項の定めによる最低責任限度額を限度とする損害賠償責任限定契約を締結しております。二宮照興氏が社外監査役に就任する場合にも当該契約を締結いたします。

第5号議案 役員賞与金支給の件

当期末日の取締役10名(うち社外取締役2名)に対し、当期の業績などを勘案して、総額2,300万円(うち社外取締役75万円)を支給いたしたいと存じます。
なお、各取締役に対する支給金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以 上

株主総会会場ご案内図



- ◆地下鉄有楽町線 新富町駅（1番出口）下車徒歩4分
- ◆地下鉄日比谷線 築地駅（入船橋出口）下車徒歩5分
- ◆築地警察署斜向い